

第2章 計画理念と基本方針

この章では、本市の課題に基づき、計画理念を実現するための基本方針を示します。

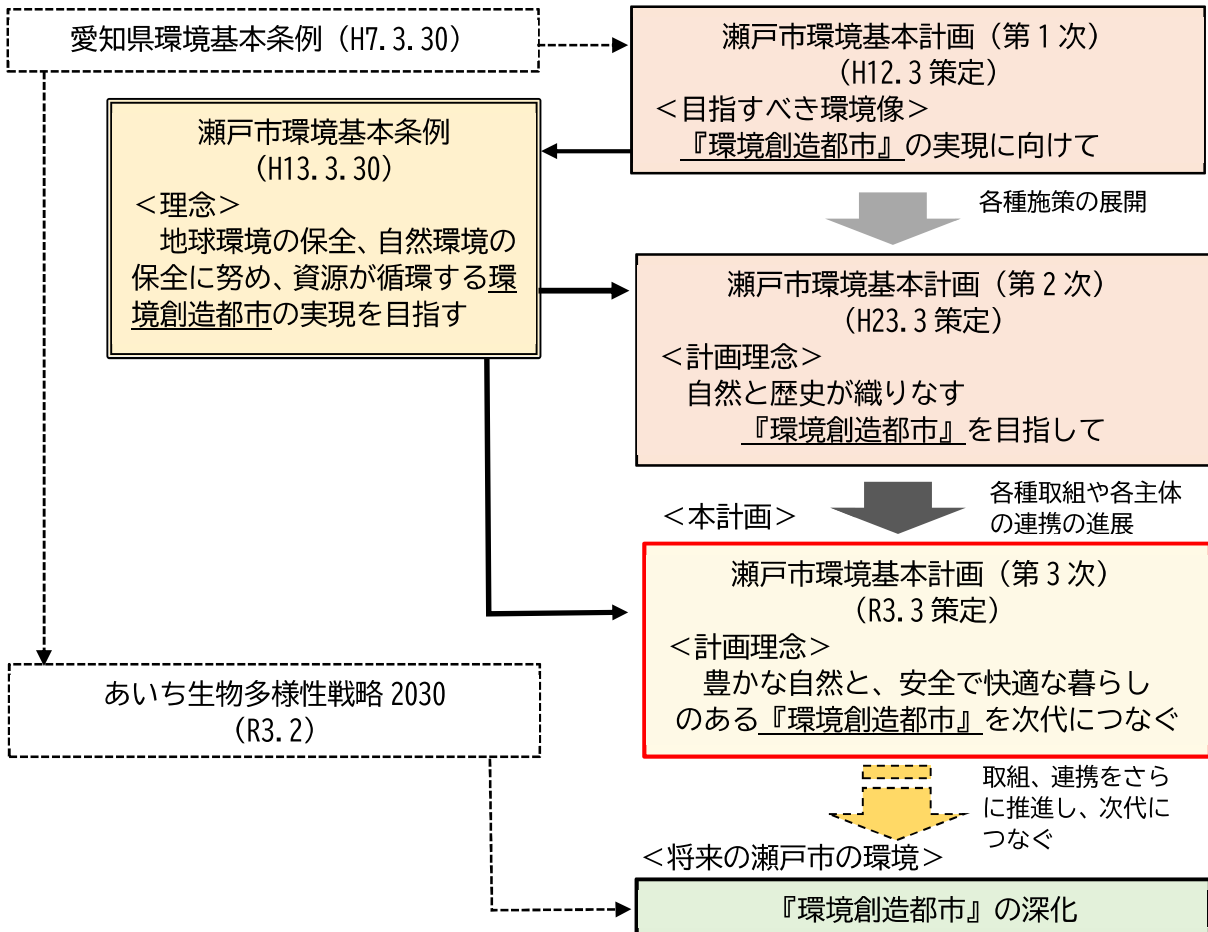
1. 計画理念

瀬戸市環境基本計画では、平成12年（2000年）に策定した第1次計画から、「瀬戸市環境基本条例」（平成13年瀬戸市条例第10号）の理念に掲げられている『環境創造都市』の実現を目指して、各種取組を推進してきました。第3次計画となる本計画においても、『環境創造都市』という本市が目指す環境像を実現し、さらなる深化を目指して、計画理念を以下のとおり設定しました。

計画理念

**豊かな自然と、安全で快適な暮らし
のある『環境創造都市』を次代につなぐ**

計画理念設定の背景



2. 基本方針

本計画では、本市の環境課題を解決し、計画理念を達成するために、以下の3つの対象の基本方針を設定し、施策や各種取組を進めていきます。

1 瀬戸の“しぜん”（瀬戸市生物多様性地域戦略）

緑豊かな瀬戸市の自然にふれながら、大切に守り、後世に伝えていくために貴重な自然環境の保護・保全や、身近にふれ合うことのできる自然の保全・活用などの取組を進めます。

＜瀬戸市生物多様性地域戦略の目指す将来像＞

貴重な自然環境の保護・保全と身近な自然の保全・活用

【対応するSDGsの目標】



2 瀬戸の“くらし”

日々の暮らしの中で瀬戸市の生活環境や地球環境の向上に寄与するために、資源循環型まちづくりや脱炭素社会の実現を目指し、市民や事業者が安心して日常生活や事業活動を営むことができるよう取組を進めます。

【対応するSDGsの目標】



3 瀬戸の“ひとびと”

持続可能なまちを実現するために、市民、事業者、学術・研究機関、市などの多様な主体の連携・協働や、地域資源を活かしたグリーンな経済システムの構築、市民・事業者の環境意識の向上などにつながる取組を進めます。

【対応するSDGsの目標】



3. 施策体系

施策体系図を以下に示します。



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

巻末資料